

コモンとアソシエーションの教育学

山 本 敏 郎

日本福祉大学 教育・心理学部

Common and association pedagogy

Toshirou YAMAMOTO

Faculty of Education and Psychology, Nihon Fukushi University

Keywords : コモン, アソシエーション, 自治, 生活の共同化

要旨

斎藤幸平が『人新世の「資本論」』において提案した人びとのアソシエーションによるコモンの「自治的・民主的管理」は、1990年代に生活指導研究のなかで論じられていた生活の（再）共同化や共同セクターによる生活の指導というコンセプトに改めて目を向けることを要請している。斎藤が言う「ソ連型国有化・アメリカ型新自由主義・コモン」の区分は、サービス提供主体としての「公的セクター・市場セクター・共同セクター」、人びとの生き方の指導としての「国家的生活指導・市場的生活指導・地域生活指導」と一致する。非国家的・非市場的な地域生活指導の一環として、子どもたちのコモンを子どもたちのアソシエーションがどのように自治的・民主的に管理することができるのか。これにかかわるこれまでの実践にも触れつつ、その可能性に論及した。

I. 問題の所在と本稿の課題

2020年に出版された経済学者・斎藤幸平『人新世の「資本論」』（集英社新書 2020）が提案している人びとのアソシエーションによるコモンの「自治的・民主的管理」が、教育にいかなる示唆を与えうるかを考察することが本論文の目的である。斎藤の問題意識を簡潔に整理しておく、社会的に人びとに共有され、管理されるべき富（水、電力、住居、医療、教育など）等の公共財であるコモン¹を、国家の管理に委ねるのではなく、コモンを解体し商品化する市場に投げ出すのでもなく、市民・住民のアソシエーションにより自治的・民主的に管理すべきだという提案であり、これを斎藤は「第三の

道」と呼んでいる。

われわれにとってこの「国家管理」「市場化」「自治的・民主的管理」という三セクター論は初見ではない。1980年代から90年代にかけて、生活の社会化・共同化にかかわる研究を理論的な基礎として生活指導研究のパラダイム転換が進められたことが想起される。

そのなかで以下の諸点が明らかにされてきた。第一に、政治の世界からは相対的に独立した生活世界を管理・運営・支配・指導しているセクターに、国家、政府・自治体等からなる公共セクター、営利企業が主導する市場セクター、地域住民を中心とした共同セクターがあること、第二に、1980年代半ば以来の行政改革や構

造改革のなかで、生活世界を管理・運営・支配・指導する主導権が、公共セクターから市場セクターに移っていること、そのもとで地域において住民の相互の関わり合いや協力のなかで営まれていた生活、言い換えれば生活をめぐる住民の協働関係が縮小していること、第三に、これらへの対抗として、政治や企業に支配されず自前の生活をつくる非営利協同の運動や、地域が抱える課題を引き受けて活動する役所やその職員の活動が登場し、そこに新たな生活の共同化の可能性があること、等々である²。教育においても、公共セクターによる権力的な管理と市場セクターによる自由化・民営化・受益者負担への誘導に支配されつつも、またこれらと親和的あるいは対抗的に、地域住民や市民の力で教育をつくらうという運動や、これらの枠組みにもとづいて学校づくりや教育実践を進めようとする動きも続いている³。

アソシエーションによるコモンの自治的・民主的管理という提案が、従来の生活の共同化・社会化という議論とどのように接続しているか、また、教育実践のレベルで言えば、子どもたちにとって何がコモンであり、それを自治的・民主的に管理・運営する子どもたちのアソシエーションがいかなるものかを構想しなければならない。

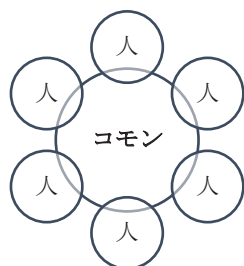
II. 生活の個別的社会化

1. コモンを仲立ちとした生活の自然的な共同

まずは、生活の共同化・社会化及びこれに依拠した生活指導がどのようなものであったかを確認する作業から始めよう。

高度経済成長以前、人びとの生活は共同的に営まれていた。水場（井戸、洗濯場）を共同で管理する、季節の料理を共同で調理し分配する、冠婚葬祭などの催事を近隣で執り行う、生産活動や子育てを相互に協力しあう、生活財を相互に貸借するなど、人びとの直接的な共同関係のなかで生活は営まれ、共同体ごとに独自の文化や価値観を共有していた（図1）。財の希少性は生活に必要な財の何らかの形で共有を必然としていた。

また、決して組織的ではないが、この関係が集落の有力者たちによって維持され、運



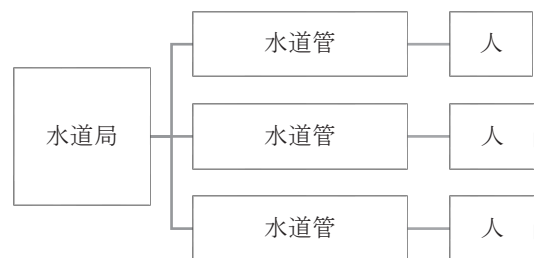
【図1】コモンを仲立ちとした人びとの関係

営されていた。この段階を仮に「生活の自然的な共同」と呼んでおく。

2. 公共部門によるサービス提供

ところが、いわゆる「高度経済成長」とそれを推進する政治によってインフラストラクチャーが整備されると、この「生活の自然的な共同」が崩れていった。共同体の内部で自己完結的に営まれていた生活が、共同体の外とのつながりのなかで営まれるようになることを「生活の社会化」と呼ぶ。共同体の外にある公共機関とのつながりのなかで生活が営まれるようになることを「生活の公共部門化」と呼び、次節でのべるように、資本（企業）とのつながりのなかで生活が営まれるようになることを「生活の市場化・商品化」と呼ぶ⁴。

「生活の公共部門化」から見ていこう。たとえば水道管が埋設され、自治体の水道局が水の供給を管理し、水道管を通じて個別に市民に水を提供し、料金を徴収するようになると、〈人-水-人〉の関係は〈人-水-水道局〉の関係に置き換わっていく（図2）。



【図2】水道事業を仲立ちとした水道局と人びとの関係

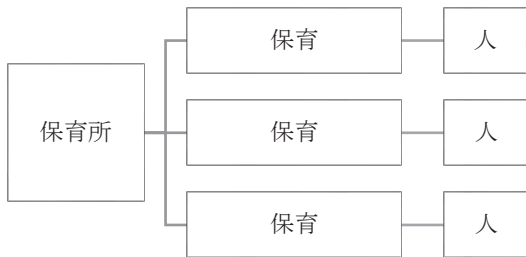
水にかかわる希少性の解消によって、水場の管理や隣人への配慮などの煩わしさから解放される一方、それと同時に各戸の関係性も薄くなっていく。コモンとしての水場を仲立ちとした人びとの関係が、水道管を仲立ちとした役所と市民の関係にとって代わられていったのである。

また、役所には水の管理・提供の公的責任が発生する。コモンを管理する権限が地域の人びとから役所に委託される。つまり人びとに代わって（代理で）役所がコモンを管理する権限を所有することになり、「役所・主-市民・従」のような関係ができあがる。

子育てや保育も同じような事情で推移した。1970年代、「ポストの数ほど保育所を」という運動があった。

「共働き」が増え、両親の就労保障、子どもの生存権・発達権の保障という考えが社会的に共有されるにつれ（これもコモン）、公立私立を問わず保育所が設置されていく。

現在でも法制度はそうだが、保育料は応能負担で、前年度収入で保育料が決まり、保育料の高低にかかわらず同一の保育が保障される。保育所や共通の保育内容の保障というコモンの提供・管理責任が公的部門にあるとされるようになった反面、保育所経営や保育内容決定の主導権は保育所がもち、人びとは利用者として扱われるようになる（図3）。



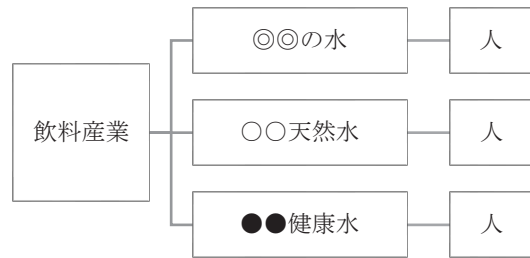
【図3】保育事業を仲立ちとした保育所と人びとの関係

3. 民間営利部門によるサービス提供

水は公共部門によるのみならず、民間営利部門からも提供されるようになる。そのさいの理由にされたのが国民のニーズの「多様化」と「高度化」である。「多様化・高度化」した国民のニーズに、公共部門だけでは対応できないから、民間にサービスを商品として提供してもらおうというわけである。

飲料産業が「◎◎の水」「○○天然水」「●●健康水」などと名前を付けて、水道水よりも旨いと謳い、効能を強調して商品として販売する。たいていは公共部門から提供される飲料よりも高価だが、各人の消費者ニーズを充足させるものであるから、受益としてそれなりの対価を支払うのが当然というわけである。また、人びとは「好きな水」を買って飲む（個性化）ことはできる反面、どういう飲料をいくらで提供するかなどの主導権は提供者が独占することになる。したがって人びとはここでも生活の公共部門化と同じように客体化される（図4）。

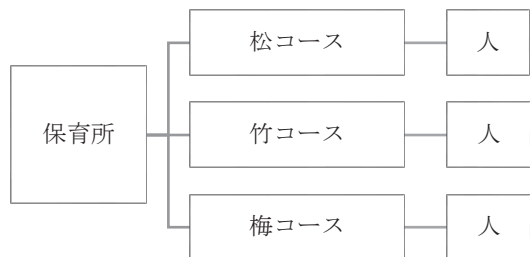
保育では、1990年代半ばに利用者の保育ニーズと支払い能力に応じて保育内容と保育料を決めるという構想があった。当時の保育士たちが使っていた名前をそっくり借りて、松コース、竹コース、梅コースとする。松



【図4】商品（水）を仲立ちとした企業と人びとの関係

コースではオムツは毎回換えて、保育料は5万円。竹コースは午前午後2回ずつ3万円。梅コースは1日1回で1万円。

おむつの交換枚数、おやつのお個数など提供されたサービスの質量（受益）にたいして保育料が決まる、つまり受益者負担（応益負担）であり、利用者は保育という商品を購入する消費者とされる（図5）。保育所ではこの通りにはならなかったが、学童保育がこれに近い状況になりつつある。



【図5】商品（保育）を仲立ちとした保育所（保育産業）と人びとの関係

そのほか、生活のあらゆるモノとコトが商品化されると、＜人－料理－人＞の関係は＜人－料理－企業＞の関係にとって代われ、＜人－冠婚葬祭－人＞の関係は＜人－冠婚葬祭－業者＞の関係に置き換えられていく。総じて＜人－生活手段－人＞の関係は＜人－生活手段－資本＞または＜人－生活手段－公共機関＞の関係になっていった。こうして生活は近隣の人たちとの共同の営みではなく、専門業者に発注するコトになる。

4. 生活の個別的社会化の二側面

このように「生活の社会化」によって、共同体の内部に閉じられていた生活は共同体の外に開かれ、交通・通信網の発達がそれにますます拍車をかけていった。それ

と同時に、「生活の社会化」は人びとの直接的な共同関係を破壊し、各家庭が個別に公共機関や資本と結びつくようになったという意味では「生活の個別化」である。その意味で「生活の社会化」は「生活の個別的社会化」である。

「生活の個別的社会化」は二つの面を見ておく必要がある。ひとつは、「個別的社会化」は各家庭が他の家庭との付き合いに拘束されず独自に生活を設計できるという点では生活の個性化であるという面である。もうひとつは、「個別的社会化」においては、生活の主導権はつねに各家庭にあるのではなく、商品の場合には企業が、公共サービスにあっては、自治体と政府（役所）がもっている。そのため、生活は自らの意志、知恵と力で営むものから、公共機関と資本によって与えられるもの、導かれるものとなった。その意味では「生活の個別的社会化」は「生活の受動化」である。

また、公共部門や市場部門が提供するサービス、情報、資財を、各家庭は自らの家庭の「繁栄」のために他の家庭に先んじて、かつ排他的にこれらを獲得（購入）しようとする（たとえば学力とサービスを業者から購入する競争）面を「生活の私化」と呼ぶ。

Ⅲ. 生活の共同化と生活指導研究

1. 生活の共同化（協働的社会化）

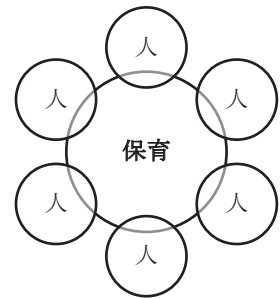
生活の公共部門化は人びとのくらしや仕事を守るのが公的部門の使命や責任であることを明確にさせた一方で、人びとは公的部門の管理・統制を受け入れざるを得なくなった。1990年代からの新自由主義は、この公的部門の使命や責任について、国民が公的部門に依存するのが問題だとして、公的部門の解体を企図した。また生活の民営化・私化・市場化は提供されるサービスの多様化をもたらしたが、人びとはそのサービスの受け手にすぎなかったし、多様なサービスを購入できる層とそうではない層との格差をうみだした。

生活の共同化と呼ばれる運動、あるいは個別化され、関係が希薄になった生活を再び共同化しようとする志向性をもっているという意味で生活の再共同化ともいうが、生活の主導権を再び取り戻しながら互いにつながりあっていこうという動きもあった。保育運動のなかでつくられていった保育所を例に見てみる。

保育所の設置者は民間（社会福祉法人）だが、法人、保育者、保護者全員で保育をつくっていこうという保育

所がある。法人の理事には保育者や保護者の代表も入っており、保育所の運営方針、予算・決算、保育方針、事業計画等々は、年1回開かれる総会で理事会から提案され、討議の上決定される。バザーや事業活動は負担だという率直な意見も出る。また月に1回はクラス単位で保護者懇談会があり、冒頭は必ず1カ月の保育報告をもとに、子どもたちの育ちについて話し合う（図6）。

これはまさに保育（所）をコモンとして、関係する者たちで自治的・民主的に運営しようという試みである。ただしとくに保護者たちが総会、クラス懇談会、事業活動など保育所運営への参加・分担などをアソシエーティ

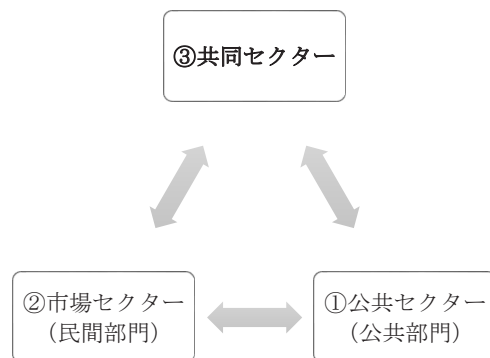


【図6】コモン（保育）を仲立ちとした人びとの共同

とは限らず、この保育園の運営システムがそうだからと「適応」していただけないという面もある。とはいえ、コモンとしての保育や保育所を、経営者・保育士・保護者が一緒にアソシエーションを編成して運営していくイメージをもつことはできる。

2. 生活の共同化と地域生活指導

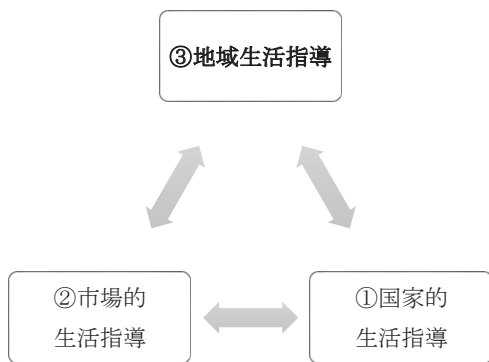
ここまでをまとめておく。もともと人びとの生活は地域で自立的・共同的に営まれていた。命やくらしを守ることが政治の役割であるという考えが広がって、公共部門がサービスを提供するようになった（図7の①）。その一方で、公共部門が提供しないサービスや、新自由主義の下、公共部門が撤退した領域では、民間部門が提供するようになった（図7の②）。



【図7】サービス提供の三つの主体（セクター）

いずれの場合も、どのような生活を送るかは役所や企業が提供するサービスに依存することになり、人びとが自ら決定したり創造したりすることができにくくなった。しかし、そういうなかにあっても、どのような生活を送るかについて、人びとが自ら決定したり創造したりする生活の共同化と呼ばれる運動が広がってきた(図7の③)。

生活指導研究では、図7の①②③をそれぞれ、人びとの生活を指導する主体ととらえ、生活指導には①国家的生活指導、②市場的生活指導、③地域生活指導があると整理してきた(図8)⁵。その先駆けとなったのが、竹内常一「地域生活指導運動とはなにか」である。この論文では、「国、自治体、公共企業、私的企業、民間団体が、ひろい意味で、住民の生活、生き方を指導する主体として登場しつつある」⁶と、公的部門、私的部門、民間部門を生活指導のセクターとしている。このうち国、自治体、公共企業は国家的生活指導、私的企業は市場的生活指導のセクターだが、民間団体は厄介である。民間団体は、公的部門(公的セクター)や私的企業(営利企業、市場)ではないが、共同セクターのようにコモンを自治的・民主的に運営するというよりも、国家や市場の支配を受け入れて適応していくように指導するセクターである。



【図8】生活指導の三つの主体(セクター)

地域におけるさまざまな地域づくり運動を地域生活指導と呼ぶのは、その運動が「人びとが地域生活の諸問題の解決に協同して取り組むなかで地域生活を創造し、その主体として育ちあうとともに、一人ひとりののびきならない生活と生き方をめぐる問題を共同化し、その解決に協同して取り組むなかで、自己の生き方を自己指導すること、また生き方を相互的につくりだしていくも

の」⁷という面に注目するからである。

学校における生活指導も①②③の関係(せめぎあい)においてとらえ、地域生活指導の一環としての学校生活指導、人びとが自らの必要と要求に応じて生活(と学習)を協同的につくる主体として育ていく学校づくりを構想すべきと提案されていた。残念ながら地域生活指導における「地域」は「学校外」と誤解されてしまったままである。ここでいう地域とは「学校外」のことではなく、国家と市場に対抗し、自らの生活や生き方を作り出す協働の拠点という意味である。

IV. 『人新世の「資本論」』における〈コモンとアソシエーション〉の提案

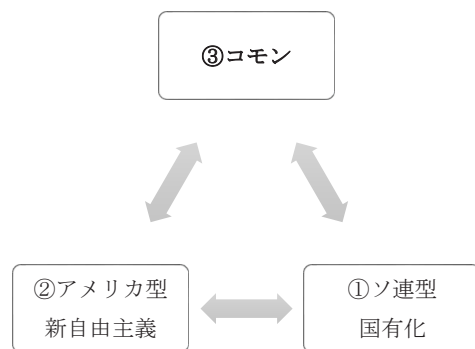
—「生活の共同化」にもとづく生活指導理論の発展的継承に向けて—

1. 「第三の道」としてのコモン

次に、斎藤のいう「第三の道」と生活の共同化論との関係を見ていく。

斎藤によると、すでに紹介したように、コモンとは、社会的に人びとに共有され、管理されるべき富(水、電力、住居、医療、教育など)などの公共財であったり、それを管理する制度、管理する主体等の意味で使われている。

斎藤が設定している社会の統治主体や統治の思想の関係を表すと図9のようになる。



【図9】「第三の道」の布置

①コモンが国有化されている状態、②コモンが解体され商品となって私有化されている状態、③水、電力、住居、医療、教育などの公共財を自分たちで民主的に管理されている状態である。これと、上述した生活の共同化論の三つのセクター(図7, 8)にかかわる図と比べて

みると、統治主体・思想とサービス提供主体という違いはあるが、①公共センター＝国有化、②市場セクター＝新自由主義、③共同セクター＝コモンという対応関係であることがわかる。

2. 〈アソシエーションとコモン〉の解体と再生

(1) 資本主義にはコモンの解体が必要だった

コモンとアソシエーションのリアリティを確認するために、しばらく、斎藤の叙述を追いかけてみる⁸。前資本主義社会では、人びとは共有地（コモン）をみんなで管理しながら労働し生活していた。土地は根源的な生産手段なので、個人が自由に売買できる私的所有物ではなく、資本主義社会の成立後も、共有地（コモン）で、果実、薪、魚、野鳥、きのこなど生活に必要なものを適宜採取していた。その後、土地の「囲い込み」によって共有地（コモン）が解体され、土地は囲い込んだ者たちの排他的な私所有地になったため、それまでの共有地での採取は不法侵入・窃盗になってしまった。土地と生活手段を奪われて都市に流れた人びとは、賃労働者として労働力を売って貨幣を獲得し、生活手段を商品として購入して生活する以外に、生きる術がなくなった。資本主義はこうしてコモンを解体させることで成立した。

(2) アソシエーションによるコモンの再生と福祉国家の形成

資本主義成立後、労働者階級の保護の必要から、社会保険、年金、図書館、医療などの制度としてのコモンが、政府によってではなく、労働組合、協同組合、政党などのアソシエーションによってつくられた。あるいはその社会運動を通して、政府にその公的責任を担わせてつくらせていった。つまり福祉国家がこれらのコモンを制度化する方法としてつくられたのである。ところが、福祉国家を批判して登場してきた新自由主義（思想、運動、国家）によってアソシエーションが解体・弱体化され、コモンは再び・解体され私有化されていく⁹。

(3) アソシエーションによるコモンの（再）再生

今がまさにこの局面であるが、コモンを再生するさいに、福祉国家に逆戻りするだけでは不十分であり、福祉国家（公共セクター）に特徴的な国家による垂直的な管理も、コモンの水平性とは相容れない。国家とは異なるアソシエーション（協同セクター、市民による民主的・

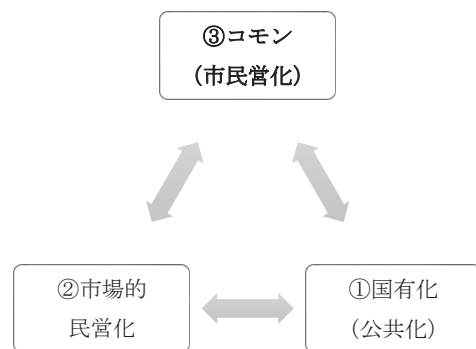
自治的管理）による管理が必要になる、というのが斎藤の主張である。確認しておく、斎藤は、来るべき社会のイメージとして、人びとの自発的結社としてのアソシエーション（協同セクター）によるコモン（公共財、社会的共通資本）の自治的・民主的管理を強調しているわけである。

こうみえてくると、斎藤の主張を、生活指導研究に引きつけると、人びとが共有すべきコモンが何で、それをアソシエーションによってどのように自治的・民主的に管理するのか問うことを通して、共同セクターによる地域生活指導のイメージをさらに豊富化することを求めていると読むことができる。あるいは共同セクターによる地域生活指導とはアソシエーションによるコモンの自治的・民主的管理の力をその担い手（Agent）にどう育てるのかを問いかけているということもできる。

3. アソシエーションによるコモンの再生のアイデア

(1) 生産手段を自律的・水平的に共同管理する「市民営化」

もう少し斎藤の話聞いてみよう。斎藤は電力を使ってコモンを説明する。電力を市場に任せてしまうと（図10の②）、貨幣を持たない人は電力を購入できなくなる。国有化（図10の①）しても、原子力発電や火力発電だと、安全性、大気汚染等の問題は解決されず、貧困層やマイノリティの居住地に発電所が建設されるという立地にかかわる格差問題は残る。これらに対して、コモン（図10の③）として電力を考えると、持続可能なエネルギーと、その管理を市民が取り戻し管理方法を生み出す実践を構想することができる。敷衍すると、何をコモン（共有財産）として創造し、管理するかということ、それをいかに民主的・自治的に管理するか、という



【図10】「市民営化」の布置連関

課題が明確になってくる。

ここで斎藤は、市民による民主的・自治的な管理（図10の③）は、国家管理（図10の①国家的公共化）に対しては民営化だが、民間企業による営利目的の民営化（図10の②市場的民営化）とは異なる市民による非営利の民営化の意味で、「市民営化」（図10の③）と呼んでいる。非国家化をすべて民営化と呼ばず、営利企業による民営化と市民が主導する市民営化に分けるという発想である¹⁰。

（2）ワーカーズ・コープ（労働者協同組合）

続けて、コモンを管理するアソシエーションについてみていく。これは生産手段そのものをコモンにすることとセットになっている（図10の③）。2020年末に法制化されたワーカーズ・コープ（労働者協同組合）がこれに当てはまる。資本家や株主ではなく、労働者たちが共同で出資し、生産手段を共同管理する組織がワーカーズ・コープである。資本家や株主による私有でもなく（図10の②）、国営企業でもなく（図10の①）、労働者たちによる「社会的所有」の企業である。上述の保育園と同じように、どのような仕事をし、どのような方針で実施するかを、労働者の議論を通して決定し実行していく組織である¹¹。

（3）企業の自治管理・共同管理

企業の自治管理・共同管理も斎藤は提案している。ワーカーズ・コープもその一環と言えなくもない。斎藤によると、企業の自治管理・共同管理には、少人数の大株主が配当の最大化を求めて経営の意思決定を行うのではなく（マルクスの言う「資本の専制」）、労働者たちが自分たちで生産を「自治管理」「共同管理」する（「生産過程の民主化」）、すなわち、何を、どれだけ、どのように生産するかを民主的に意志決定するという点に特徴がある。例示されていたのが、2019年、世田谷区の利益重視の経営をしていた民間保育園が倒産手続きをして閉園したあと、保育士たちにより自主営業が行われた例である。これによって経営者（法人）や園長がいなくても経営できることが判明したというのである¹²。それ以前から従業員自治というコンセプトもあるが、機会を改めることとする。

身近な例でもあげることができる。名古屋市のS学童保育の例である。これは名古屋市の学童保育クラブに

共通だが、保護者が出資し（保育料）、自治体に補助金を申請し、予算を立て、指導員を雇い、保育計画を立て、収益事業を企画する。保護者は利用者兼経営者兼労働者である。先の保育園の例とも似ているが、保護者の中から運営委員会（執行部）を選んで、全員が運営のための部や係を担当して、部や係ごとに方針案をつくり、保育料と補助金約1000万円で予算を編成し、総会に提案して年間の経営方針や保育方針等を決定する。新しく入ってくる人たちは、利用者感覚で、できるだけ運営にかかわらないようにしようとするが、保護者は利用者兼経営者兼労働者であって、自分たちでお金を出して自分たちで運営するのが学童保育だということをガイダンスする。

さらにこの点がこの学童保育の特徴だが、指導員も学童クラブの正規メンバーとして保護者とともに経営にも加わってもらい、保育部の活動の一環として保育計画の作成と実行と報告を担っている。指導員は労働法制上は労働者（被雇用者）なのでその権利を侵すことはできないが、賃金や労働条件も総会や部会で指導員たちと一緒に決めるといふ点が、従来からある「労使交渉」による労働条件の合意・決定とは異なる。

こういう例を参考にすると、アソシエーションによるコモンの自治的・民主的管理というのは絵空事やファンタジーではなく、多くの人たちが経験していることではないか。そうせざるを得ないためにそうしてきたという面は否定できないが、アソシエーションによるコモンの自治的・民主的管理という自覚がないだけということもできないことはない。

V. 〈コモンとアソシエーション〉の学校を構想する

1. 3つのセクターの相互関係のなかでの〈コモンとアソシエーション〉の学校の位置

（1）公的部門の二面性

図7～10のようなトライアングルのなかに教育も学校も子どもも置かれている。コモンとして教育や学校を構想するさい、公的部門や市場部門とは異なる共同部門として「市民営化」された教育や学校のみをコモンとして教育や学校と考えるのは賢明ではない。そもそもこのトライアングルはサービス提供者や活動の担い手を区分したものであって、三つのセクターが果たすべき本質的役割までは表現していない。公的部門に分類される公教

育制度下の学校は、そもそも「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」(日本国憲法26条)という国民の教育権を保障するために設置されているものである。その一方で、それを逆手にとって、国民の教育権を保障できるのは国においてほかにないという理屈で国家の教育権も主張されてきた。学習指導要領の「法的拘束力」や教育内容にかかわる国の決定権が法的に認定されているのもその一環である。こうした公権力による学校の管理が教職員の疲弊や子どもたちの適応過剰、学校離れを生んでいることを説明するのに多言を要しない。

(2) 市場部門の二面性

教育、子育て、文化・スポーツにかかわる商品を提供するセクターに分類される市場部門の「スクール」も一枚岩ではない。塾や予備校を代表とする教育産業は公的部門の学校がかつて担っていた進学を受け持ち、教育産業が集積した各種データやノウハウなしに「進路指導」は困難になっている。教育政策と「合体」したと言ってもよい教育産業もある。その点では公的部門の(後者の側面)学校と市場部門の「スクール」は親和的である。その一方で、子どもや保護者も公的部門の学校による権力的管理に一方的に従属しているのではなく、市場的価値を学校にもち込み、国家的価値を浸透させようとする学校とぶつかり合っており、その点では学校は国家的価値と市場的価値が争う磁場になっている¹³。さらに、共同セクターとの関係では「民間学童」と称して、保護者と地域が営んできた学童保育への進出も顕著であり、スポーツ・文化系のクラブなども、営利的側面と利用者のニーズという面で評価は難しい¹⁴。

(3) コモンとしての学校の二つのタイプ

公的部門や市場部門の二面性をこのようにとらえたとき、「第三の道」、子どもたちや地域の人びとのコモンとしての学校も二つあることを押さえておかなければならない。ひとつは、公教育制度下でないフリースクールやオルタナティブスクールである。その設置や運営にかかわった人や利用している当事者にとって、これらはコモンである。もうひとつは公教育制度下の学校を教職員、保護者、子ども、地域のコモンにしていく筋道である。公教育制度下の学校は法的・制度的に設置者や管理者のものであって、子どもや保護者がその設置者や管理者に

なることはできない。子どもや保護者が「とってかわる」のではなく、教職員、保護者、子ども、地域が共同して運営する学校をつくることである。

学校運営協議会制度にも触れておこう。学校運営協議会は学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」を標榜し、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進するものとして法定されているが、その任務が、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる等にとどまり、職員会議と同じく校長による学校運営の補助機関に過ぎない。このシステムのもとでは、学校は、学校教職員、保護者、子ども、地域のコモンではないし、学校運営協議会もコモンを自治的・民主的に管理するアソシエーションでもない。その点ではこれまでの学校づくりや地域づくりのなかで試みられてきた三者自治や構成員自治にかかわる実践を発展的に継承し、理論的に精緻化することが求められている。

主権者教育や政治教育という観点からは、斎藤が『帝国』の共著者であるマイケル・ハートとの対談の中で、「〈コモン〉を民主的に管理するという経験こそが、本当の意味での民主的な政治がどのようなものなのか、具体的な輪郭を与えてくれる」、「民主的な方法で〈コモン〉を管理するという経験が、民主的な政治と制度のための基礎になる」というように¹⁵、学校をコモンにしていく運動に子どもたちが参加し、「〈コモン〉を民主的に管理するという経験」を積むことが必要である。

2. 学校における子どもたちのコモン

(1) 学校における「みんなのもの」

学校のなかで子どもたちのコモンになりうるものをいくつか析出してみよう。まず、学校という建造物や学校に備えられている運動場、体育館、教室、遊具、トイレ、水道その他の備品や設備等の物質的な財である。これら「みんなのもの」や「みんなが使うもの」として、学校管理者の管理権のもとで、子どもたちも利用できるようになっている。運動場は休み時間に子どもたちが遊ぶことができ、教室の壁面も子どもたちが掲示物を貼ることができるし、図書を持ち込んで学級文庫を営んだり、楽器が置いてあれば演奏を楽しんだりすることがで

きる。こういうことを一人ひとりが楽しんでいるだけなら、わざわざ自治的・民主的に管理するアソシエーションなどという必要もない。学校管理上支障がなければ禁止されることもない¹⁶。

「みんなのもの」というのはやっかいなものでもある。公共性という言葉の二面性と対応し、特定の誰かが占有するのではなく、誰でもそれを利用できるという面の公共性と、その管理権は学校当局が占有しているという公共性との二面性をもっている。管理権という点では、「みんなのもの」は子どもたちのコモンになりえないが、「みんなのもの」であることが、子どもたちのコモンになる条件である。

(2) 「みんなのもの」を利用するためのルール

「みんなのもの」を利用するにあたって、子どもたちが共同的な要求を表明したり、子どもたちの要求を反映させた利用のルールがつくられることはこれまでの実践でもよくあることである。運動場や体育館に関しては、上級生にどけと言われた、下級生の教室の方が運動場に近いので上級生は不利である、隣の組の授業がいつも早く終わるので場所取りで負ける等々の不平・不満の申し立てがよくある。その場合、当事者間の話し合い、教員と子どもたちとの話し合い、場合によっては職員会議での討議によって、使用にかかわる申し合わせとかルールがつくられることが多い。その場合には文字通りのコモンではないが、子どもたちの要求が反映される度合いに応じて、コモンとしての性格が刻まれるということはあるだろう。

ただし、この場合、要求を表明しルールづくりに加わった子どもたちに達成感が残るが、そのルールを自治的・民主的に管理する子どもたちのアソシエーションがつくられているわけではない。子どもたちは「意見を聞いてもらう側」であり、「ルールをつくる側」ではない。さらには「ルールを守る側」ではあるが「ルールをつくる側」ではない。換言すれば、子どもたちに理解のある管理職や教職員がいれば可能であり、それによって子どもたちにコモンを自治的・民主的に管理する力が育つわけではない。「先生たちが意見を聞いてくれた」という心地よい思い出は残るだろうが、「やってもらう側」の心性が増幅される可能性が高い。「みんなのもの」がコモンになるためには、それを利用する者たちの声が反映されるのは必要条件であるが、ルールの改廃に関与する

ことはもちろん、たとえば三者協議会のような形で、子どもたちのアソシエーションが子どもたちの代表としてルール改廃の委員会に加わり、子どもたちの要求を「現前化」(presentation)することがさらに求められる¹⁷。

このことは、学校行事など学校の公定の諸活動についても当てはまる。学校行事は特別活動のなかでも異質であり、1958年版学習指導要領において、「児童(生徒)の自主的活動を基本とする」ことを建前とする特別教育活動に加えて新設された領域で、これを計画し実施する主体は学校である。「児童(生徒)の自主的活動」は基本としない。1968年には、特別教育活動は児童活動(生徒活動)に名称を変更し、児童活動(生徒活動)と学校行事に68年版から新設された学級指導とを合わせて特別活動となっている¹⁸。それ以来、特別活動は子どもが「自主的・実践的に取り組む」ことを目標にしているにもかかわらず、学校行事に限っては、「自主的・実践的に取り組む」ことを目標にせず、「集団への所属感、連帯感、公共の精神」の養成を強調している。この記述からわかるように、学校行事は「みんなのもの」というより「学校のもの」である¹⁹。そのためもあって学校行事はスケジュール消化のための行事にされてしまっていることが多い。

だがその一方で、子どもたちにとってはスポーツ・文化の表現であったり、協力して作り上げていく経験であったり、喜びを共有したり、団結や連帯を実感したりする機会でもある。その機会を利用して、学校行事を通して自治的集団を育てようとする教師は中学校や高校には多い。そのさい、コモンとアソシエーションという観点からは以下の点を強調しておかなければならない。少なくとも行事の内容が活動主体である子どもたちの希望に沿っていること、協力して取り組む必要のある活動であること、活動にさいして学級集団に独自の課題や目標を設定すること、活動を通して学級集団として解決すべき課題の解決に取り組み価値を共有できることである²⁰。これらの条件を踏まえることで、日程・期間・時間、プログラム、行事の目的、方式等々の行事の制度的な枠組みは「学校のもの」であっても、その活動自体はコモンの性格を帯びてくる²¹。

3. 子どもたちのアソシエーション

(1) 児童会・生徒会、学級集団

今、慎重に「コモンになりうる」「コモンの性格」な

どと記し、「コモンである」とは記してこなかった。それは、さまざまな財が「みんなのもの」として利用可能であったり、活動が共有されて共通の体験や価値をもつことができたからといって、それらがそのままコモンにはなりえないからである。コモンとアソシエーションは一体のものなので、「みんなのもの」の利用や活動の共有をとおして、これらを自治的・民主的に管理するアソシエーションが育たない限りは、コモンにはなりえない。そこでアソシエーションについて以下のように言及しておきたい。

アソシエーションは本稿で述べてきたように、コモン概念とセットで用いられるだけではなく、コミュニティやコンビネーションとも対比的に用いられる²²。学校や学級を子どもたちの生活の場という意味のコミュニティととらえれば²³、コミュニティのなかに、コミュニティが抱える共通課題の解決を担ったり、コミュニティそのものを統治したり、同好の者たちで集まって活動するグループがアソシエーションである。

ところが学級はコミュニティであると同時に、学校経営という観点からは子どもたちの学校生活や学級生活を管理するための統治組織でもある。コミュニティとしての学級を統治するために、学級のなかに学級委員、班・班長、係・当番等の統治機構（管理－経営組織）が置かれる。この統治機構のもとで学級生活が統治される²⁴。この統治機構をアソシエーションということはできない。大谷禎之介の研究に従えば、自らの意志で「主体的、能動的、意識的に」結びついた組織はアソシエーションだが、本人たちの意志に依らず、他人によって結びつけられた場合はコンバインドな組織すなわちコンビネーションであり、公共部門の二つ目の側面に該当する²⁵。学校による統治機構ではなく、子どもたちが生活の場というコミュニティやそこでの活動や交流を自らの意志で「主体的、能動的、意識的に」進めようと、自らを組織した集団が学級集団である。そして、子どもたちのコミュニティのなかに統治機構を編成して子どもたちの生活を統治することが学級経営（class-management）であり、子どもたちが自らの生活の必要や要求を組織し実現していくための組織を育てていく実践が学級集団づくりである。子どもの自治が政策上一貫して否定され、児童会や生徒会は学校経営に「協力参加」する組織として指導されてきた経緯を知っているならば²⁶、児童会や生徒会もコンビネーションである。

(2) コンビネーションをアソシエーションへ

子どもたちのアソシエーションを育てるさいには二つの回路がある。ひとつは学級集団や児童会・生徒会を文字通り子どもたちのアソシエーションにしていく方法である。とはいえ、アソシエーションと呼ぶにふさわしい学級集団や児童会・生徒会を子どもたちが最初から組織化することは難しい。これまでの生活指導研究の成果にしたがえば、コンビネーションをアソシエーションへというすじ道を構想することになる。

まずはカオス的な状態の学級に一定の秩序とそれを維持するための統治機構をつくり、共通の目標をもって協働で取り組めるようにするのは、統治者（管理者）としての学級担任の仕事である。ただし学級担任の仕事は、一方では学校経営の一環として学級を統治する学級経営であると同時に、他方では学級に配属された子どもたちに行動の見通し（～はしてよい、…はいけない等）を与える保護でもある。そのさい、学級担任が学級の統治者（管理者）として、学校行事への参加や学校管理の仕事を、学級担任の思い通りに子どもたちやらせるだけならば、その営みは学級経営であり、子どもたちの集団はコンビネーションにとどまる。ここでは権力者の指示・命令（direction）に従順で、与えられたルールに従うこと（抗わないこと）が教育されている。

ところが、マルクスが『資本論』のなかで、コンビネーションとして集められた労働者が工場で働くうちに協力することや団結することを学び、それが労働組合の結成など、資本家や工場監督者と対抗する力になると述べているのと同じように、管理活動への従事（協力参加）が自治やアソシエーション形成の基礎的な力となる協力や連帯を身につける可能性もある。このことを念頭におくならば、学級担任や児童会・生徒会担当教師による統治の段階においても、子どもたちが協力することや連帯することを潜在的に学んでいる可能性を想定し、自分たちの必要と要求にしたがって学校からの提案を検討したり、独自のイベントを企画・提案したり、そのための体制を整えたりできるように指導していくことになる²⁷。

学校掃除であれば、これは学校の「管理－経営過程」の業務なので子どもたちが従事する必要がないものであるが²⁸、学級経営では、さぼらないこと、時間内に終えること、綺麗にすることが「指導」されたり、「床を磨くことは心を磨くこと」などという珍妙な道徳教育が行

われる一方、集団づくりでは、協力・分担・平等・公正を学ぶ機会、リーダーとフォロワーの関係をつくる機会として活用される。また、先に述べたような、学校行事への参加において学級に独自の獲得目標を決めて取り組んだり、学級独自で誕生会、お楽しみ会等を企画したり、学年単位でドッジボールやハンドベースボールなどのクラスマッチを開催するなど、こういう機会を利用して子どもたちのアソシエーションをつくるということになる。

(3) ボランティアアソシエーション

もうひとつの回路は、学校や学級での生活全般について全構成員に何らかの形で共通する課題を扱う total commitment association²⁹としての児童会・生徒会、学級集団とは別に、活動ごと、発生した問題ごと、関心のある事柄ごとに、有志によってつくられる任意参加の「自発的結社」(voluntary association)を集団づくりの初期から積極的に進めていく方法である。有志組織の自発的結社にはその性格によっていくつかのタイプがある³⁰。

- ①セルフヘルプグループ : 自分たちが抱えている問題や状況を自らの手で改善しようとする当事者グループ。
- ②クラブ・サークル的なグループ : 学級内クラブのような、文化活動、レクリエーション、趣味やゲームなど、自分たちの要求を自分たちの活動をとおして充たしていく同好的な活動グループ。
- ③ボランティアグループ : 自発的に他者を援助しようとする集まったグループ。いやし隊、ピーポー隊のようなものから、〇〇君研究会のようにトラブルを抱えている級友のことを理解しようとするグループ。
- ④社会運動グループ : 学級や学校という枠を超えて、社会的な問題への関心を高める活動に取り組むグループ。

こうした自発的結社の重要性は、1980年代後半からの実践の検討をとおして、浅野誠が繰り返し主張してきたテーマである³¹。『学級集団づくり入門 第2版』では前期的段階以降の実践課題とされていたテーマを、よりあいの段階でのテーマとし、子どもたちのアソシエーション(自発的結社)づくりを進めてきたことに意義がある。さらには、前期的段階や自治的段階に到達することが難しくなっているなかで、早い段階からアソシエ-

ーション体験を保障することは今でも重要なテーマである。

VI. 子どもたちのコモンとアソシエーションにかかわる今後の課題

今述べたテーマについて、視点を変えれば、学級や学校を単位とした自治体験やアソシエーション体験が困難になっているからこそ以下の2点が課題として浮かび上がってくる。

ひとつは、自発的結社と児童会・生徒会や学級集団との関係である。自発的結社について論じるさいに、それが既存の組織と異なり、特定のリーダーがいるのではなく、あらゆる人びとが民主的に参加できるスタイルを模索したものであり、「中央指令的」に執行部が全体的な戦略を決定し指示を出すというのではないというような水平的な運動であることがその特徴であると言われている。事実としてそういう特徴は確かにある。しかしこれについて斎藤が次のように評している。

「残念ながら、こういった新しい形の運動の数々は、失敗に終わる運命にあるようにも思えます。実際、継続性のある安定した制度をもつシステムを構築することができず、こうした運動は短命で終わってしまったわけですから。」³²と。

これに賛同する形で、対談相手のマイケル・ハートは、中央集権的なリーダーシップを批判することと組織や制度を拒否することとの混同があること、指導的な地位にこだわる政党やリーダーを拒絶し組織の中央集権的な構造を回避することとあらゆる組織を否定することとは異なるものであること、純粋な水平性は重要だがフラットだけでは不十分でこれまでとは違うやり方が大事としたうえで、「時が経っても継続できる運動をつくりあげ、発展させていくための新しい方法が、模索されるべきなのです」³³と述べる。

自発的結社の活動や運動が一過性のものに終わらず、どのように学級集団や児童会・生徒会の自治、アソシエーション化につながるのか、つなげるのかという問いにわれわれは直面している³⁴。その点では、2001年度の「教育のつどい」の生活指導・自治活動分科会で報告された「東大津高校フォーラム」の実践は示唆的である。高校のあり方に問題意識を持っていた生徒たちが自発的に(voluntary)集まって高校のあり方や改革の方向について繰り返し集会(アセンブリー)を開く。この

集会を主催してきた生徒たちが、次期生徒会執行部に立候補し当選していく。自発的結社であるフォーラムで「みんなのもの」である学校そのもののあり方を議題・論題とし、要求を組織する運動のなかで、その実現を担うべき組織として生徒会を自治的・民主的なアソシエーションにしていっていった例である。

もうひとつは、「子ども集団づくり」というコンセプトが2003年ごろから提案されているが、学級という「制度的なふちどりをもたない」³⁵ 集団づくりの構想である。学級集団づくりも子ども集団づくりの一環ではあるが、子どもたちのコモンとアソシエーションを学校内・学級内に限定する必要もない。上述したボランティアアソシエーションの社会運動的なグループにかかわるが、高校生活や平和問題にかかわる高校横断的な高校生のアソシエーションには伝統があり、それぞれが所属する高校での活動もある。また近年では、2011年に安曇野市で高校生の請願が採択されたのをきっかけに、2016年には松本工業高校の高校生がバスの運行時間の見直しについて市議会に請願している。さらに2021年ごろからは校則の見直しにむけて高校生自身による調査、教職員も巻き込んだ討論会などが活発に行われている。地域と学校を貫いて、子どもたちが生活圏の民主化に取り組んでいると評価してよいだろう。

【注および参考文献】

- 1 斎藤幸平『人新世の「資本論」』集英社新書 2020年、141頁。類似した用語に、社会的共通資本（social overhead capital）がある。中央集権的な官僚的な基準で管理されたり、市場的な基準で配分されたりするものではなく、原則として私有されるものではなく、私有される場合でも、社会的な基準で管理されるべきものであるが、コモンとほぼ同じととらえてよい（宇沢弘文著『経済に人間らしさを』かもがわ書店 1998年、同著『社会的共通資本』岩波書店 2000年）。
- 2 教育学研究に影響を与えた研究として、富沢賢治著『労働と生活』（世界書院 1987年）、自治体問題研究所『地域づくり運動新時代』（自治体研究社 1984年）、同『地域生活者と共同への回路』（自治体研究社 1986年）、同『都市社会運動の可能性』（自治体研究社 1989年）など。これらを生活指導研究に展開したものとして、竹内常一『教育のしごと5 共同・自治論』（青木書店 1995年）に収録された「地域と学校をつらぬく生活指導の原点」「臨教審路線と生活指導運動の課題」「地域生活指導とはなにか」「集団づくりは生きる希望と勇気を育てる」。筆者によるコンパクトな解説として、日本生活指導学会編『生活指導事典』（エイデル研究所 2010年）の項目「『構造改革』と私たちの生活」「生活の協同的社会化」「地域生活指導の意義と課題」。
- 3 1980年代の半ば以降、生活の共同化論にもとづく生活指導研究のパラダイム転換が模索された。たとえば1986年の全国生活指導研究協議会の基調提案で提起された「地域生活指導」や、1990、91年に公刊された『新版 学級集団づくり入門』（明治図書 1990、91年、以下『新版』と表記）に反映されている。『新版』には「生活の共同化」に取り組むなかで民主的な集団をつくりだすという方向性が示され、集団のとらえ方や集団づくりの方法が大きく変化した。
- 4 この点についてはすでに、竹内常一が「生活の社会化は、生活の公共部門化と私的部門化（商品化）からなっているのである」と述べている（竹内常一「地域生活指導とはなにか」『竹内常一教育のしごと5 共同・自治論』（青木書店 1995年 72頁、初出は全生研常任委員会編『地域のなかの生活指導運動』明治図書 1988年）。
- 5 ただし①②、②③、③①の間に両方の性格をもったセクターが散在している。その意味でこの三セクターの区分は理念的区分であり、①②③ともに隣接するセクターとの関係で二重の性格をもっているととらえておく必要がある。
- 6 竹内常一「地域生活指導運動とはなにか」全生研常任委員会著『地域のなかの生活指導運動』（前掲）、51頁（『竹内常一教育のしごと5 共同・自治論』所収（前掲））。
- 7 日本生活指導学会編『生活指導事典』（エイデル研究所 2010年）の項目「地域生活指導の意義と課題」（26頁）。上述した竹内の分類による民間部門はこうした地域生活指導という機能をもっておらず、既存の社会システムに適應させる機能をもつものである。
- 8 斎藤幸平『人新世の「資本論」』（前掲）237頁以下。
- 9 『同上書』146頁以下。
- 10 『同上書』258頁以下。
- 11 『同上書』261頁以下。
- 12 『同上書』289頁以下。
- 13 学校における文化として見るとわかりやすい。教員の世代交代も進んでいるので、個人としての教員はたとえばJ-POP、K-POP、ROCKを愛好しているし、公式にもこれらを学園祭などで演じる機会は増えているが、基本的に国が提供し教育しようとする文化と子どもたちが日常的に親しんでいる文化は矛盾している。日本の学校で一番つまらなかったのが音楽だといって、プロミュージシャンになるために海外に移住する例もある。また、J-POP、K-POP、ROCKなどを商品文化と評価し、民衆が創造し伝えてきた文化とは異なる低俗な文化だとする教員が、「コモンとしての学校」づくりに関与してきた教員のなかにも多い。「コモンとアソシエーション」という観点からも再検討しなければならない。
- 14 拙論「放課後の学校化時代における学童保育」日本学童保育学会『学童保育』第7巻 2017年。
- 15 M. ガブリエル、M. ハート、P. メイソン、斎藤幸平編『未来への大分岐』集英社 2019年 65～66頁。
- 16 「学校管理上支障がなければ禁止されることもない」というのは、逆に言えば「学校管理上支障があれば禁止される

- こともある」ということである。遠足で水難事故があった自治体の学校で、「危険な遊び」が一切禁止された例がある。ちなみにその「危険な遊び」のなかに校庭での鬼ごっこも含まれていた。
- 17 校則の場合も、こういう取り組みを経て、「学校のもの」(学校のため)としての校則が、子どもたちの学校生活に必要な校則つまりコモンに変わっていく。
- 18 この点についての考察は、拙論「学習指導要領における「特別活動」の二重性に関する研究」『日本福祉大学子ども発達学論集』第12号(2020年1月)を参照。
- 19 とくに運動会についての記述はわかりやすい。「心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。」(学習指導要領・小学校 2017版)。子どもたちが運動文化を表現する機会とか、運動文化に親しむとか習得するという発想がなく、生徒指導や道徳の一環であることがわかる。
- 20 運動会などで障害を抱えた子どもをリレーや大縄跳びに参加させるかどうかをめぐる議論をとおして、わかりやすくいうと「勝利」という価値と「全員参加」という価値が対立し、討論をとおして共有すべき価値を獲得していく実践が多い。
- 21 コンクール形式の学園祭においてほぼ優秀賞が事前に決まっているなかで、ホームルーム独自の目標を決めて、学校生活に対する自分たちの思いをダンスで表現するという形で取り組む実践をとりあげ、以下の拙論のなかで、学校によって当てはめられたドミナントストーリーを自分たちのオルタナティブストーリーに書き換えていく実践だと分析した。「子ども集団づくりのパスpekティブ」山本敏郎、鈴木庸裕、石井久雄著『学校生活と生活指導の創造』(学文社 2015年)。
- 22 この点について筆者は、すでに以下の論稿でその意味と意義を論じている。「小人数授業システムと子どもの基礎集団」『生活指導』569号 2001年9月号、「第26回全生研東海北陸生活指導セミナー基調」(2001年12月22日)、「生活をつくりかえる主体としての子ども集団の運動」(生活指導 587号 2003年1月号)、「今日の学級の意義と生活指導」(折出健二編『生活指導』学文社 2008年)、「子ども集団づくりのパスpekティブ」(山本敏郎ほか著『学校教育と生活指導の創造』学文社 2015年)
- 23 生活の場(コミュニティ)としての学級というとらえ方はある程度コンセンサスを得られている。たとえば、「子どもたちの活動や関係が交差し、これらが発展していく場としての学級」、「さまざまな生活世界を生きている子どもたちが集い、学習をはじめとする多様な活動を共有していく空間」、「子どもたちそれぞれの生活世界や関係性が絡み合いながら成立しているコミュニティ」(全生研常任委員会編『子ども集団づくり入門』明治図書 2005年 59～60頁)とか、「学校の都合で学級が編成されたとしても、子どもたちは与えられた条件の下で、自然発生的、創造的に自分たちの生活を作りだそうとする。子どもたちは学級の内外に自分たちが過ごしやすい場所をつくらうと活動し始める。多くの子どもはとりあえず学級の中に仲間関係を築き始めるだろう。」(藤井啓之「子ども集団づくりと生活指導」山本敏郎、藤井啓之、高橋英児、福田敦志著『新しい時代の生活指導』有斐閣 2014年 172頁)。
- 24 この点について、「そもそも学級は、学校側の都合によって編成されたものである。子どもたちの出欠や遅刻早退の状況把握にはじまり、健康状態の把握、授業の実施、学校行事の遂行等に至るまで、スムーズに学校の業務を管理・経営しようとする場合、子どもたちをいくつかのまとまりに分けるのは学校や教師にとって効率的で好都合である。」(「同上論文」172頁)という指摘はそのとおりである。
- 25 大谷禎之介著『マルクスのアソシエーション論』桜井書店 2011年 211頁以下。
- 26 この点については、拙論「学校づくりと生活指導」『新しい時代の生活指導』(前掲)において詳述している。
- 27 これをコンビネーション段階からアソシエーション段階への転換とすれば、これまでの集団づくりの理論とも接続する。全生研常任委員会著『学級集団づくり入門 第二版』(明治図書 1971年 73～74頁)においては、「集団が集団の外側のちから、主として教師の権威によって支配され、支えられている段階。教師の支えを失うとき、集団はバラバラな群れの状態に転落する危険をたえず内蔵している」という「よりあいの段階」から、「前の段階で生まれ、確かめられてきた核のちからに支えられている段階。したがって、この段階に立って、集団はようやく自主的集団としての実質を獲得したとすることができる。」という「前期的段階」への発展として、また『新版 学級集団づくり入門 中学校』(明治図書 1991年 59～60頁)においては、「教師原案を討議の対象とし、その意思を決定するという意味では、自治的集団であることにまちがいが無いが、教師が主導権をとっているという意味」での「前自治的集団」(『第2版』でいう寄り合い的段階)から、「集団が教師から自立した自治組織として本格的にその活動を展開する自治的段階」への発展が構想されている。この「自治的段階」には『第2版』でいう「後期的段階」をも含むが、その説明に「学級は教育的形態における民主的な自治集団としての実質をほぼ完全に獲得するにいたるのであるが、ただ、わが国の現状では、このような集団の実現は部分的には今日も可能だが、その完全な実現はまだかなりむずかしいといわなければならない。」とされていることともあわせ、「教師から自立した自治組織」がどういふものであるかについては慎重な検討が必要である。
- 28 拙論「学校づくりと生活指導」『新しい時代の生活指導』(前掲)。
- 29 田畑稔『「アソシエーション革命」について』田畑ほか『アソシエーション革命へ』社会評論社 2003年。
- 30 拙論「子ども集団づくりのパスpekティブ」『学校生活と生活指導の創造』(前掲)。
- 31 浅野誠著『集団づくりの発展的検討』(明治図書 1988年)、同『学校を変える 学級を変える』(青木書店 1996年)、同『転換期の生活指導』(青木書店 1996年)
- 32 斎藤ほか『未来への大分岐』(前掲) 41頁。
- 33 『同上書』 42頁。

- 34 拙論「子どもの側から自治をとらえ直す」共同研究グループ編『生活指導を変える』（青木書店 1994年）のなかで、「運動としての自治」のなかから「制度としての自治」が生み出されるべきであると主張したが、それ以来の研究課題である。
- 35 竹内常一，鈴木和夫「インタビュー 子ども集団づくりとは」全国生活指導研究協議会『生活指導』603号 明治図書 2004年4月臨時増刊号 11頁。